

第十二條 本令及本令ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人ニ之ヲ適用ス

第十三條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ海務局長ニ委任スルコトヲ得(イ)

第十四條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ海務局長トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ各朝鮮總督府遞信局長又ハ臺灣總督府交通局總長トシ道府縣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ各道、州若ハ廳又ハ南洋群島地方官トス(イ)

附 則

本令ハ昭和十五年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十二月勅令第千五百二十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三ノ四 第二十一條關係

國民職業能力申告令

(昭和十四年一月七日
勅令第五號)

改正 昭和十五年十月十九日 勅令第六百七十三號(ロ)、昭和十六年六月十八日 勅令第七百九號(ろ)、
昭和十六年十月十五日 勅令第九百二十一號(は)、昭和十七年十一月一日 勅令第七百三十一號(じ)、
昭和十七年十一月一日 勅令第七百八十一號(ほ)

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(は)

- 一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者
- 二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者

- 三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者
- 四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五 厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者、

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用スル者(以下使用者ト稱ス)ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者(以下申告義務者ト稱ス)トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者(第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居リタルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ左ニ掲グル事項(就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ掲グル事項ヲ除ク)ヲ要申告者ガ職業ニ従事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ(係)

- 一 氏名
 - 二 出生ノ年月日
 - 三 本籍
 - 四 居住ノ場所
 - 五 兵役關係
 - 六 學歷
 - 七 職業ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ職業名
 - 八 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所(一))
 - 九 第二條第一號ノ職業ニ従事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度
 - 十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
 - 十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項
 - 十二 給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額
 - 十三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ掲グル事項

ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ(ほ)
第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前號第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得

第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ申告スベシ

- 一 要申告者タラザルニ至リタルトキ(第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ)
- 二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ第四條ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ(ろ)
(ほ)

第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

第八條 地方長官(東京府ニテハ警視總監以下同ジ)又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ

得(ほ)

第九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

地方長官又ハ國民職業指導所長ハ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ(ほ)

第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規

定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師（朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫師、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫師、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム）竝ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

- 一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）
- 二 外國旅行中ノ者
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關

スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得（イ）

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要ナル事務ヲ補助セシムルコトヲ得（イ）

第十六條 要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條第一項ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス（ロ）

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス（ロ）

第十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテ

ハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、縣守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守澎湖廳ニ在リテハ廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス(ニ)
第十八條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

附 則 (昭和十五年勅令第六百七十三號)

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第四條又ハ第六條ノ規定ニ該當シタル者ノ同條ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行前ニ生ジタル第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ノ居住ノ場所ノ異動又ハ同條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ關スル第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ノ期限

ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

附 則 (昭和十六年勅令第七百九號)

本令中第十六條第一項ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年勅令第九百二十一號)

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年勅令第七百三十一號、勅令第七百八十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被 用者ノ申告ノ特例ニ關スル件

昭和十四年二月十八日

閣令
大藏省令
陸軍省令
海軍省令
逓信省令
鐵道省令
厚生省令

第一號

改正 昭和十五年一月二十九日 共同省令第一號(ハ)、昭和十六年二月一日 共同省令第一號(ろ)、
昭和十六年六月十八日 共同省令第二號(ハ)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條ノ要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳
(以下指定官廳ト稱ス)ニ使用セラルルモノ(以下官廳被用者ト稱ス)ハ令第四條第一項第七號
及第八號ニ掲グル事項竝ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第
一項ノ規定ニ依ル申告(以下一般申告ト稱ス)ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號又ハ第七號
乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ(ハ)

第二條 官廳被用者ノ申告ハ當該指定官廳ヲ經由シ當該指定官廳所在地ノ所轄國民職業指導所

長ニ之ヲ爲スベシ但シ指定官廳所屬ノ支所、支局、分工場其ノ他之ニ準ズルモノ(以下支所
ト稱ス)ニ勤務スル官廳被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄國民職業指
導所長ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ(ろ)

通信官署ノ官廳被用者ニシテ電氣通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路
工又ハ通信電機工ニ従事シ又ハ従事シタルモノノ申告ハ所轄逓信局ヲ經由シ當該逓信局所在
地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ(ろ)

第三條 指定官廳又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲
グル事項竝ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ(ハ)

第四條 官廳被用者ノ職業能力申告手帳ハ令第四條第二項又ハ同第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲
ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官廳被用者トナリタルトキハ遲滯ナク其ノ職業能力申
告手帳ヲ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ保管ニ係ル當該職業能力申告
手帳ニ使用ヲ罷メタル旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ要申告者ガ仍官廳被用者ナルトキ

ハ新ニ其ノ者ヲ使用スル指定官廳又ハ其ノ支所ニ移管シ官廳被用者タラザルトキハ要申告者ニ之ヲ交付スベシ(イ)

第五條 官廳被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ令第四條第一項第四號又ハ第七號乃至第九號

ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ通知スベシ(ろ、は)

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ旨所轄國民職業指導所長ニ通知スベシ(ろ)

第六條 本令ハ臨時ニ使用セラルル官廳被用者ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ但シ三

十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ(は)

一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

三 日日雇入レ使用セラルル者

第七條 國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ付昭和十六年勅令第七百五號第七條

又ハ第九條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル異動ノ通知又ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第八條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第十一條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル死亡ノ通知アリタルモノト看做ス(は)

第八條 第三條ノ規定ハ國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ關シテハ之ヲ適用セ

ズ(は)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年省令第一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年省令第一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年省令第二號)

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令第十四條官廳指定

(昭和十四年二月十八日
厚生省告示第二十四號)

改正 昭和十四年九月二十七日 厚生省告示第九十一號(イ)、昭和十五年五月十一日 厚生省告示第一百十二號(ロ)、
昭和十六年五月二十九日 厚生省告示第二百三十八號(ハ)、同年九月二十七日 厚生省告示第四百二十四號(ニ)、
昭和十七年四月一日 厚生省告示第三百三十九號(ホ)、同年六月二十三日 厚生省告示第四百號(ヘ)

内閣關係

- 一 内閣印刷局
 - 二 中央航空研究所(ヘ)
- #### 大藏省關係

- 一 各地方專賣局
- 二 專賣局板橋製作所
- 三 專賣局中央研究所
- 四 造幣局

陸軍省關係

- 一 陸軍航空廠(イ)
- 二 陸軍航空工廠(ロ)
- 三 陸軍兵器廠

- 四 陸軍運輸部
 - 五 陸軍衛生材料廠
 - 六 陸軍被服廠
 - 七 陸軍糧秣廠
 - 八 陸軍製絨廠(は)
 - 九 各師團ノ兵器部及經理部
- 海軍省關係

- 一 各海軍工廠
- 二 海軍航空技術廠(は)
- 三 各海軍航空廠
- 四 各海軍火藥廠(は)
- 五 海軍技術研究所
- 六 各海軍燃料廠(は)
- 七 各海軍港務部
- 八 各海軍軍需部

- 九 各海軍建築部
 - 十 海軍艦政本部
 - 十一 海軍航空本部
 - 十二 海軍施設本部(は)
 - 十三 海軍工作部(は)
- 遞信省關係

- 一 遞信省
- 二 無線電信講習所(は)
- 三 貯金局
- 四 電氣廳(は)
- 五 電氣試驗所
- 六 海務院(は)
- 七 船舶試驗所(は)
- 八 各海員養成所

- 九 航空局
- 十 各航空機塔乘員養成所(ニ)
- 十一 各遞信局
- 十二 各海務局(ほ)
- 十三 各通信官署
- 十四 各船員職業紹介所(ニ)
- 十五 各海員審判所
- 燈臺局削除(ほ)
- 鐵道省關係
- 一 鐵道省
- 二 國際觀光局
- 三 鐵道調査部
- 四 各鐵道局
- 五 各鐵道教習所(ろ)

國民職業能力申告令施行規則 (昭和十四年一月十八日) (厚生省令第一號)

改正 昭和十四年十二月八日 厚生省令第四十號(じ)、昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十二號(ろ)、
 昭和十六年二月一日 厚生省令第四號(い)、昭和十六年六月十八日 厚生省令第二十五號(じ)、
 昭和十六年十月十六日 厚生省令第五十號(ほ)、昭和十七年十一月一日 厚生省令第五十二號(こ)

- 第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ(ハ)
- 一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者(ハ)
 - 二 使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者
 - 三 要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者
- 第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ(ほ)
- 第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ

- 一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ
- 一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者
- 二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
- 三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ（技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ）之ヲ爲スベシ

職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ國民職業指導所長之ヲ交付ス（ハ）

令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地方朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長、樺太ナル場合ニ在リテハ樺太廳國民職業指導所長、南洋群島ナル場合ニ在リテハ南洋廳支廳長ヨリ交付セラレタル職業能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ（イ）

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ

シ

第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者（以下被用者ト稱ス）ノ使用ヲ罷メタルトキハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ（ろ、は）

被用者ニ付國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス（ハ）

第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ（ハ）

要申告者ニ付國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス（ハ）

第六條 第三條第四項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス（イ）

第七條 國民職業指導所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登錄ヲ爲シタルトキハ別表様式第三號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ（は、ろ）

第八條 職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者職業能力申告手帳毀損シ、亡失シ又ハ餘白ナキニ至リタルトキハ事由ヲ具シ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スベシ(ハ、ヒ)

職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ガ被用者ナルトキハ前項ノ申請ハ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ(ヒ)

職業能力申告手帳毀損シ又餘白ナキニ至リタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添附スベシ(ヒ)

職業能力申告手帳亡失シタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ職業能力申告手帳ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ(ヒ)

第九條 令第八條ノ検査ハ被檢者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)又ハ國民職業指導所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被檢者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得(ハ、ヘ)

第十條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得(ハ)

第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第四號ノ證票ヲ携帶スベシ(ろ)

第十二條 要申告者ガ國民勞務手帳法ノ規定ニ基キ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依ル職業能力申告手帳ト看做ス(ヒ)

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十四年厚生省令第四十號)

本令ハ昭和十四年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年厚生省令第四十二號)

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年厚生省令第二十五號)

本令中第十二條ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ

施行ス

附 則 (昭和十六年厚生省令第五十號)

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職 業 能 力 申 告 票 (記入欄薄ヲ用テ記入シテコト)		印	
氏名	生年	印	日
一 職 業 能 力 申 告 票	二 職 業 能 力 申 告 票	三 職 業 能 力 申 告 票	四 職 業 能 力 申 告 票
五 職 業 能 力 申 告 票	六 職 業 能 力 申 告 票	七 職 業 能 力 申 告 票	八 職 業 能 力 申 告 票
九 職 業 能 力 申 告 票	十 職 業 能 力 申 告 票	十一 職 業 能 力 申 告 票	十二 職 業 能 力 申 告 票
十三 職 業 能 力 申 告 票	十四 職 業 能 力 申 告 票	十五 職 業 能 力 申 告 票	十六 職 業 能 力 申 告 票
十七 職 業 能 力 申 告 票	十八 職 業 能 力 申 告 票	十九 職 業 能 力 申 告 票	二十 職 業 能 力 申 告 票
二十一 職 業 能 力 申 告 票	二十二 職 業 能 力 申 告 票	二十三 職 業 能 力 申 告 票	二十四 職 業 能 力 申 告 票
二十五 職 業 能 力 申 告 票	二十六 職 業 能 力 申 告 票	二十七 職 業 能 力 申 告 票	二十八 職 業 能 力 申 告 票
二十九 職 業 能 力 申 告 票	三十 職 業 能 力 申 告 票	三十一 職 業 能 力 申 告 票	三十二 職 業 能 力 申 告 票
三十三 職 業 能 力 申 告 票	三十四 職 業 能 力 申 告 票	三十五 職 業 能 力 申 告 票	三十六 職 業 能 力 申 告 票
三十七 職 業 能 力 申 告 票	三十八 職 業 能 力 申 告 票	三十九 職 業 能 力 申 告 票	四十 職 業 能 力 申 告 票
四十一 職 業 能 力 申 告 票	四十二 職 業 能 力 申 告 票	四十三 職 業 能 力 申 告 票	四十四 職 業 能 力 申 告 票
四十五 職 業 能 力 申 告 票	四十六 職 業 能 力 申 告 票	四十七 職 業 能 力 申 告 票	四十八 職 業 能 力 申 告 票
四十九 職 業 能 力 申 告 票	五十 職 業 能 力 申 告 票	五十一 職 業 能 力 申 告 票	五十二 職 業 能 力 申 告 票
五十三 職 業 能 力 申 告 票	五十四 職 業 能 力 申 告 票	五十五 職 業 能 力 申 告 票	五十六 職 業 能 力 申 告 票
五十七 職 業 能 力 申 告 票	五十八 職 業 能 力 申 告 票	五十九 職 業 能 力 申 告 票	六十 職 業 能 力 申 告 票
六十一 職 業 能 力 申 告 票	六十二 職 業 能 力 申 告 票	六十三 職 業 能 力 申 告 票	六十四 職 業 能 力 申 告 票
六十五 職 業 能 力 申 告 票	六十六 職 業 能 力 申 告 票	六十七 職 業 能 力 申 告 票	六十八 職 業 能 力 申 告 票
六十九 職 業 能 力 申 告 票	七十 職 業 能 力 申 告 票	七十一 職 業 能 力 申 告 票	七十二 職 業 能 力 申 告 票
七十三 職 業 能 力 申 告 票	七十四 職 業 能 力 申 告 票	七十五 職 業 能 力 申 告 票	七十六 職 業 能 力 申 告 票
七十七 職 業 能 力 申 告 票	七十八 職 業 能 力 申 告 票	七十九 職 業 能 力 申 告 票	八十 職 業 能 力 申 告 票
八十一 職 業 能 力 申 告 票	八十二 職 業 能 力 申 告 票	八十三 職 業 能 力 申 告 票	八十四 職 業 能 力 申 告 票
八十五 職 業 能 力 申 告 票	八十六 職 業 能 力 申 告 票	八十七 職 業 能 力 申 告 票	八十八 職 業 能 力 申 告 票
八十九 職 業 能 力 申 告 票	九十 職 業 能 力 申 告 票	九十一 職 業 能 力 申 告 票	九十二 職 業 能 力 申 告 票
九十三 職 業 能 力 申 告 票	九十四 職 業 能 力 申 告 票	九十五 職 業 能 力 申 告 票	九十六 職 業 能 力 申 告 票
九十七 職 業 能 力 申 告 票	九十八 職 業 能 力 申 告 票	九十九 職 業 能 力 申 告 票	一百 職 業 能 力 申 告 票

職 業 能 力 申 告 票	職 業 能 力 申 告 票	職 業 能 力 申 告 票	職 業 能 力 申 告 票	職 業 能 力 申 告 票	職 業 能 力 申 告 票
一	二	三	四	五	六
七	八	九	十	十一	十二
十三	十四	十五	十六	十七	十八
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四
五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十
六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六
六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二
七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八
七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四
八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十
九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六
九十七	九十八	九十九	一百		

職業能力申告手帳

省 生 厚

一、此手帳は申告事項に異動のあつた場合の申告又は其の他
 二、此手帳は本人に取換又は譲渡してはならぬ。萬
 三、此手帳は他人に取換又は譲渡してはならぬ。萬
 四、再交付又は亡失した場合は職業紹介所長に此の事情を述べ
 五、損じた場合又は此手帳を添えて申請しなければならぬ。萬
 六、此手帳を申告するに於ては、其の事情を記入して申告又は報告
 七、左の場合には此手帳を記入して申告又は報告
 八、此手帳を申告するに於ては、其の事情を記入して申告又は報告
 九、此手帳を申告するに於ては、其の事情を記入して申告又は報告
 十、此手帳を申告するに於ては、其の事情を記入して申告又は報告

氏名	出生年月日	本籍	居住場所	兵役関係	學歷	技能者	技能者養成施設	技能者養成施設	職業名	就業場所
				兵科(部)官等級 隊部隊種						

異動申告欄 (注意フログ誤ミ、申告又ハ報告ヲ怠ラヌコト)

異動年月日	異動記事	本人印	使用者(住所)印	職業紹介所印

異動年月日	異動記事	本人印	使用者(住所)印	職業紹介所印

第六頁乃至第十頁ハ第五頁ニ同ジ

(表 面) 別表様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格A七トシ) 中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ストシ

國民職業能力申告
ニ關スル臨檢票

	國民職業能力申告 ニ關スル臨檢票
--	---------------------

(裏 面)

昭和 年 月 日交付

官職氏名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員ニ必要ナル
 トキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏
 フシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ當該官吏
 其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得ルノ規定ニ依リ
 國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該
 官吏ノ檢査ヲ拒ミ又ハ百圓以下罰金ニ處スル者ハ六月以下
 ノ懲役又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ルノ規定ニ依リ當該
 官吏ハ命令ヲ受ケ又ハ檢査ニ關シシテ其ノ身分ヲ示ス
 國民職業能力申告書又ハ檢査ニ關シシテ其ノ身分ヲ示ス
 所長ハ本令ノ旨又ハ檢査ニ關シシテ其ノ身分ヲ示ス
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 國民職業能力申告書又ハ檢査ニ關シシテ其ノ身分ヲ示ス
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 國民職業能力申告書又ハ檢査ニ關シシテ其ノ身分ヲ示ス
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 國民職業能力申告書又ハ檢査ニ關シシテ其ノ身分ヲ示ス
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル
 場合ニ於テハ當該官吏ヲ檢査セシムルコトヲ得ル

(別表) 技能程度申告標準

機械検査工

- (一級) 次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - *二 検査品ノ不良ヲ知り適當ナ處理ノ決定ガ出來ルコト
 - 三 検査スル機械全體ガワカツテキルコト
 - 四 各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化學的性質トヲ知ツテキルコト
 - 五 検査用具ノ考案ガ出來ルコト
- (二級) 次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - *二 検査用機械器具ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト
 - 三 検査品ノ用途ガ略ワカツテキルコト
 - 四 特殊金屬材料ノ種類ノ見分ガ出來ルコト
 - 五 普通機械ノ金屬材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ検査用具ノ取扱ダケシカ出来ナイ者又ハ選別検査ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

レンズ検査工

〔一級〕 次ノ三ツノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 光學機械ノガラス部分ノ良否決定ノ基準ヲ立テルコトガ出来ルコト

*三 ガラス材料ノ屈折率、レンズ曲面度、プリズム角度等ノ精密ナ検査ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

二 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ一般レンズ又ハプリズムノ研磨程度、焦點距離、異心率、角度、寸法等ノ検査ガ出来ルコト

三 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ各種レンズノ收差ノ検査ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

探炭夫

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

二 探炭作業ニ従事シ發破作業ガ出来ルコト

三 探炭作業ニ従事シ支柱作業ガ出来ルコト

四 探炭作業ニ従事シ切炭機又ハ穿孔機ノ使用ガ出来ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 探炭ノ手傳ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

炭坑支柱夫

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

二 取棒作業ガ出来ルコト

三 捲立棒作業ガ出来ルコト

四 坑道棒作業ガ出来ルコト

五 充填(パッキング)作業ガ出来ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

探鑛夫

(二級) 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 小型鑿岩機ノ使用ガ出來且發破及支柱作業ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト
- 二 大型鑿岩機ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
- 三 石目ノ見分ガ完全ニ出來ルコト

(二級) 一級ニ達シナイ者

(備考) 手掘ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

鑛山支柱夫

(一級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 堅坑支柱作業ガ完全ニ出來ルコト
- 二 補助支柱ヲ必要トスル箇處ノ發見ガ出來ルコト
- 三 普通坑道ノ支柱作業ノ段取ガ出來且工數見積ガ出來ルコト

(二級) 一級ニ達シナイ者

機械選鑛夫

(二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 破碎機及篩別機ノ運轉及調節ニ熟練シテキルコト

二 磨鑛機又ハ分級機ノ操作ニ熟練シ且磨機ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコト

三 浮選油、試藥等ノ加減、鑛液濃度ノ測定、アルカリ度ノ測定等ガ出來且浮選ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコト

四 ジツガー選鑛機、テーブル選鑛機、磁氣選別機等ニ依ル選鑛作業ニ熟練シテキルコト

(二級) 一級ニ達シナイ者

製 銑 工

(二級) 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 爐況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト
- 二 原料ノ良否ノ見分ガ出來且配合ガ略出來ルコト
- 三 突發事故ニ對シテ適當ナ處置ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 爐ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト
- 二 爐況ニ依リ出銑ノ調節ガ略出來ルコト
- 三 出銑時ニ於ケル開口及閉止作業ニ熟練シテキルコト
- 四 熱風爐ノ操作ニ從事シガスノ處理操作ガ完全ニ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 粉鐵ノ燒結作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

製 鋼 工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 爐況ヲ判断シ適當ナ處置ガ出来ルコト
 - 二 出鋼前ノ試料検査ガ出来ルコト
 - 三 ガスノ良否ノ見分ガ出来且適當ナ處置ガ出来ルコト
 - 四 突發事故ニ對シ適當ナ處置ガ出来ルコト
 - 五 轉爐ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ爐内材質ノ變化ノ判定ガ出来ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 爐況ヲ見テ出鋼時ノ判断ガ略出来ルコト
 - 二 爐ノ故障ノ判定ガ略出来ルコト
 - 三 原料ノ良否ノ見分ガ出来ルコト
 - 四 造塊作業ニ於テ湯ノ溫度、鋼質及鑄型ノ種類ニ應ジテ湯ノ注入方法ノ加減ガ完全ニ出来ルコト
 - 五 造塊作業ニ於テ鑄型引拔時ノ判断ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 苦灰石、石灰石等ノ煅燒作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

非鐵金屬製鍊工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 煅燒程度ノ判定及調節ガ出来ルコト
- 二 燒結機ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出来ルコト
- 三 揮發爐又ハ蒸溜爐ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出来ルコト
- 四 熔鑄爐又ハ鍊鍍爐ノ羽口操作ガ出来ルコト
- 五 反射爐ノ操作ニ從事シ爐況ニ依リ原料及燃料ノ調節ガ出来ルコト
- 六 電氣爐ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出来ルコト
- 七 轉爐ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ爐内材質ノ判定ガ出来ルコト
- 八 濕式製鍊作業ニ從事シ浸出又ハ濃過ノ調整ガ出来ルコト
- 九 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ淨液ノ調整ガ出来ルコト
- 一〇 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ電解又ハ沈澱ノ調整ガ出来ルコト
- 一一 原料、製品、半製品等ノ熔融爐ノ操作ニ從事シ爐況ノ判定ガ出来ルコト

- (二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 ボット焼結及團鑛ノ作業ガ出来ルコト、
 - 二 熔鑛爐、揮發蒸溜爐、反射爐又ハ鍊鍍爐ノ操作ニ従事シ床前作業ガ出来ルコト
 - 三 原料、製品、半製品等ノ熔鑛爐ノ操作ニ従事シ爐前作業ガ出来ル
 - 四 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ従事シ浸出又ハ湧液ノ操作ガ略來ルコト
 - 五 濕式製鍊ノ作業ニ従事シ磨鑛、濃泥又ハ濾過ノ操作ガ略出來ルコト
 - 六 原料、製品、半製品等ノ乾燥爐ノ操作ガ出来ルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

金屬熔融工

- (一級) 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 配合スル地金ノ種類ニ依リ熔融順序ヲ知ツテキルコト
 - 二 熔融最高溫度、熔鑛投入溫度及鑄造溫度ヲ知ツテキルコト
 - 三 目測ニ依リ熔融金屬ノ量及溫度ノ判定ガ出来ルコト
 - 四 熔鑛爐ノ修理ニツイテ指揮ガ完全ニ出来ルコト
 - 五 合金ノ配合量ノ計算ガ出来ルコト

- (二級) 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 目測ニ依リ熔融金屬ノ溫度ノ判定ガ出来ルコト
 - 二 熔鑛爐ノ部分的修理及大型トリベノ修理ガ出来ルコト
 - 三 古地金ノ種類ノ見分ガ略出來ルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

操 爐 工

- (一級) 次ノ事項中四ツ以上ノ能力ヲ有スル
- 一 必要ニ應ジテ爐内溫度ノ調節又ハ還元焰及酸化焰ノ調節ガ完全ニ出来ルコト
 - 二 各種材料ノ加工可能溫度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
 - 三 各種燃料ノ性質及ソレガ加熱材料ニ及ボス影響ヲ知ツテキルコト
 - 四 爐材ノ耐火性質ノ判定ガ出来ルコト
 - 五 擔當スル電氣爐ノ構造ヲ知り且附屬ノ電氣機械器具及設備ノ取扱ニ熟練シテキルコト
- (二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 目測ニ依リ爐内溫度ノ判定ガ出来ルコト
 - 二 爐内溫度測定器具ノ使用ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

四八六

壓延伸張工

(備考) 材料ノ裝入又ハ取出ノ作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

〔一級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 壓延、伸張、引拔、押出等ノ作業ニ熟練シテキルコト
- 二 各種製品ノ仕様及規格ヲ知ツテキルコト
- 三 各種材料ノ壓延又ハ伸張ノ遞減率ヲ知ツテキルコト
- 四 各種材料ノ壓延可能溫度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
- 五 ロール、ダイス等ノ機械要部ノ研磨及手直ガ出來ルコト
- 六 製線作業ニ従事シ抗張力二〇〇瓩平方耗以上ノ鋼線又ハ徑〇・三耗以下ノ鋼線ノ伸張ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 擔當スル機械ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト
- 二 機械ノ簡單ナ研磨及手直ガ出來ルコト
- 三 熱處理、酸洗等ノ工程ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
- 四 計尺、測徑、測溫等ニ必要ナ器具類ノ取扱ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ矯正用機械ノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鑄物工

〔一級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計五ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 木型ノ作り方ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
 - *三 鑄物ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト
 - 四 圖面ヲ見テ大型鑄物ノ作業段取ヲ決定シ且心金・底板等ノ考案ガ出來ルコト
 - 五 品物ノ用途材質及大キサニ應ジテ砂ノ配合ガ出來ルコト
 - 六 大型鑄物ノ鑄込所要量ノ計算ガ出來ルコト
 - 七 大型鑄物又ハ複雑ナ薄物ノ鑄込溫度ノ判定ガ出來且鑄込ノ指揮ガ出來ルコト
 - 八 木型ヲ見テ鑄物ノ工數見積ガ出來ルコト
 - 九 湯ノ熔融法ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
 - 一〇 製品ノ用途ニ應ジテ適當ナ地金ノ選定ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

四八七

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

*二 鑄物ノ不良ニツイテ原因ノ判定ガ略出來ルコト

三 中型鑄物ノ木型ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

四 複雑ナ生型ノ製作ガ出來ルコト

五 複雑ナ中子ノ製作ガ出來ルコト

六 複雑ナ機械作業ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

(備考) 砂落、ハツリ又ハ簡單ナ小型中子ノ製作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鍛 工

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 加工中ノ鍛工品ニツイテ所要寸法ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト

*二 加工中ノ鍛工品ノ不良箇所ヲ發見シ其ノ處置ノ決定ガ出來ルコト

三 圖面又ハ見本ニ依リ材料及工數ノ見積ガ出來ルコト

四 五人以上ノ共同作業ヲ必要トスル大物鍛冶ノ指揮ガ出來ルコト

五 大物鍛冶ニ必要ナ工具及當型ノ考案ガ出來ルコト

六 特殊ノ材料ニツイテ其ノ溫度ト性質變化ノ關係ヲ知り加熱中又ハ加工中ノ材料ノ取扱ニツイテ指揮ガ正確ニ出來ルコト

七 材質ニ悪影響ヲ殘サズニ加工ノ出來ル溫度ノ範圍ヲ知ツテキルコト

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 目測ニ依リ普通材料ノ溫度ノ判定ガ出來ルコト

二 先手二人ノ指揮ガ出來ルコト

三 材料ノ見積ガ略出來ルコト

四 擔當スル範圍ノ鍛冶仕事ノ段取ガ出來ルコト

五 機械植ノ操縦ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

(備考) 先手ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

熱 處 理 工

(二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 各種金属材料(炭素鋼、合金鋼、輕合金、銅合金)ノ中一種ニツイテ製品ノ用途ニ應ジ必要ナ熱處理ガ出來ルコト

二 滲炭又ハ窒化作業ニ伴フ各種ノ操作ガ出来ルコト

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 溫度計ニヨリ爐内溫度ノ調節ガ正確ニ出来ルコト

*二 鐵デ熱處理品ノ硬度ノ判定ガ出来ルコト

三 簡單ナ普通鋼品ニツイテ特定ノ熱處理ガ出来ルコト

四 適當ナ指圖ヲ受ケテ特殊鋼品ノ熱處理ガ出来ルコト

五 熱處理後ノ歪取作業ガ出来ルコト

六 滲炭箱ニ品物ヲ正シク詰メルコトガ出来ルコト

七 加熱爐ノ操作ガ出来ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

(備考) 鹽化バリウム等ノ加熱バスヲ使用スル爐入ダケシカ出来ナイ者、熱處理機械ノ操作ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

現 圖 工

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメ且艦船、汽罐、橋梁又ハ鐵塔ノ構造ニ精通シテキルコト

*二 指圖ヲ受ケズニ現圖展開作業ガ出来又ハ現圖ニ依ル型板ノ製作ガ出来ルコト

三 簡單ナ作業ニ對スル工數見積ガ出来ルコト

四 現圖作業ニ必要ナ簡單ナ計算ガ出来ルコト

(二級) 一級ニ達シナイ者

(備考) 現圖作業ノ手傳ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

撓 鐵 工

(二級) 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 水壓機ニ依ル板、山形ノ撓曲作業ニ熟練シテキルコト

三 簡單ナ山形ノ度ノ出入及山形ノ撓曲作業ノ段取ガ出来ルコト

四 歪取作業ニ熟練シテキルコト

五 板ノ撓曲作業ニ熟練シテキルコト

(二級) 一級ニ達シナイ者

熔 接 工

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圖面ヲ見テ歪ノ最モ少イ作業段取ノ決定ガ出來ルコト
 - *二 撥當スル範圍ノ熔接機ノ構造及取扱ニツイテ充分ノ知識ヲモツテキルコト
 - 三 工數見積ガ出來ルコト
 - 四 試験水壓力八疋平方種以上ヲ必要トスル罐又ハ槽ノ熔接ガ出來ルコト
 - 五 薄板ノ複雑ナ構造物又ハ薄板ノ大物熔接ガ出來ルコト
 - 六 電弧熔接作業ニ於テ下向、堅向、横向及上向ノ作業姿勢ヲ熔接ガ出來又ハ特定ノ作業姿勢ヲ高級ナ熔接ガ完全ニ出來ルコト、
 - 七 鑄鐵、特殊鋼、銅合金、輕合金、ニツケル中一種以上ノ熔接ニ熟練シテキルコト
- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ構造物ニツイテ作業段取ノ決定ガ出來ルコト
 - *二 撥當スル範圍ノ熔接機ノ取扱ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
 - 三 試験水壓力二疋平方種以上ヲ必要トスル容器ノ熔接ガ出來ルコト
 - 四 薄板構造物ノ電弧又ハガス熔接作業ガ出來ルコト
 - 五 電弧熔接作業ニ於テ下向、堅向又ハ横向ノ作業姿勢ヲ熔接ガ完全ニ出來ルコト
 - 六 バット、スポット又ハシューム熔接作業ニ熟練シテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

製 罐 工

(一級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト
- 二 複雑ナ作業ニツイテ必要ナ現圖ノ作製ガ出來ルコト
- 三 製罐作業ニツイテ必要ナル工具ノ考案ガ出來ルコト
- 四 厚板曲ゲ方ノ指揮ガ出來ルコト
- 五 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト
- 二 簡單ナ作業ニツイテ現圖ノ作製ガ出來ルコト
- 三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
- 四 薄板ノ歪取作業ガ出來ルコト
- 五 簡單ナ製罐品ノ曲直及修理ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

鐵 木 工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメ且組立段取ガ出來ルコト

二 船ノシャフトセンタリーヲ出スコトガ出來ルコト

三 盤木、進水臺又ハ支柱ノ調整ガ出來ルコト

四 船體ノ中心若ハ組立位置ノ出シ方又ハ肋骨若ハ骨盤ノ組立調整ガ出來ルコト

五 船ノ構造ニ精通シテキルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 船ノ構造ヲ概略知ツテキルコト

三 現圖木型ニヨル野書ガ出來ルコト

四 大工仕事ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

板 金 工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト

二 工數見積ガ出來ルコト

三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト

四 割出(管ノ分岐)及曲物(エビ)ノ作業ガ出來ルコト

五 ハンダ附及鐵附ノ作業ニ熟練シテキルコト

六 厚板(厚サ三耗以上)ノ型出ガ完全ニ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト

二 板取作業ガ出來ルコト

三 薄板ノ型出作業ガ出來ルコト

四 手作業デ絞り作業ガ出來ルコト

五 ハンダ附作業ニ熟練シテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

金屬プレス工

(一級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ作業ニツイテ型準備段取ガ出来ルコト
- 二 複雑ナ圖面ガヨメルコト
- 三 工數見積ガ出来ルコト
- 四 數種ノプレスニツイテ拔型、曲型及絞型ノ使用ガ出来ルコト
- 五 プレスノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出来ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 擔當スルプレスニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト
 - 二 簡單ナ型ノ適否ノ判定ガ出来ルコト
 - 三 簡單ナ圖面ガヨメルコト
 - 四 簡單ナ作業ニツイテ型ノ準備ガ出来ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
 - (備考) 自動プレスノ操作ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

銅

工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

- *二 複雑ナ管曲作業ガ出来ルコト
- 三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト
- 四 配管ノ系統圖ヲ理解シ工事ノ段取ガ出来ルコト
- 五 各種鐵附作業ニ熟練シテキルコト
- 六 フランヂ取附作業ガ正確ニ出来ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 簡單ナ圖面ガヨメルコト
 - 二 簡單ナ管曲作業ガ出来ルコト
 - 三 針金デ管ノ曲型ワトルコトガ出来ルコト
 - 四 簡單ナ配管工事が出来ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
 - 野 書 工
 - 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク野書ガ出来ルコト

三 材料ニ缺陷ガアル場合製品ノ機能ニ應ジテ適當ナ處置ガ出來ルコト
四 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

*二 擔當スル範圍ノ野書ガ出來ルコト

三 型板(テンプレート)等ヲ用ヒテ簡單ナ野書ガ出來ルコト

四 製品ノ用途ヲ略理解シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

旋 盤 工

〔二級〕 次ノ事項中 *印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

二 數種類ノ旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)以上ニ加工出來
正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)以上ニ加工出來

ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九
耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易
ニ出來ルコト

六 大型旋盤作業ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメル且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル旋盤ニツイテ各種ノ加工作業段取ガ能率ヨク出來ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合(品物
ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ六・五
耗程度ノ仕上)以上ニ加工ガ出來ルコト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二
耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易
ニ出來ルコト

- 五 各種ネヂノ製作ガ出来ルコト
 - 六 使用双物ノ研磨ガ出来ルコト
 - 七 高級双物、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用方法ヲ知ツテキルコト
 - 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- タレット工

〔二級〕 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 作業上必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
- *二 指定サレタ加工方式ノ理解ガ容易ニ出来ルコト
- 三 タレット旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出来ルコト
- 四 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来且其ノ調整ガ出来ルコト
- 五 使用工具ノ考案ガ出来ルコト
- 六 精密度ノ高い製品ノ多量生産ガ出来ルコト
- 七 自動又ハ半自動旋盤ノ作業指導ガ出来ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 撥當スルタレット旋盤ニツイテ各種作業ガ能率自ク正確ニ出来ルコト

- 二 日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト
- 三 使用双物ノ研磨ガ出来ルコト
- 四 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用方法ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- （備考） 精密度ノ低いボルト、ナット等ノ多量生産ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

中グ リ 工

- 〔二級〕 次ノ事項中 *印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来ルコト
- 二 數種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト
- 三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出来ルコト
- 四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗仕上寸法一〇〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ三・五耗程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出来ルコト
- 五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二

耗仕上寸法一〇〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・五耗程度ノ仕上ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

六 大型中グリ盤(シャフトボリリング)ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル研磨盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工ヲ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合(品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ六耗仕上寸法一〇〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ八耗程度ノ仕上)以上ニ加工ガ出來ルコト

四 マイクロメーター用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト

六 高級双物、マイクロメーター、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

研 磨 工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

*二 數種類ノ研磨盤(手ニ依ル工具研磨専用ノモノヲ除ク)ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 研磨盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 各種砥石車ノ硬度又ハ粒度ト工作物トノ關係ヲ理解シ研磨速度ト送りノ加減ガ出來ルコト

六 工數見積ガ出來ルコト

七 ラツピング仕上作業ガ出來ルコト

八 特殊高級工具ノ研磨ガ出來ルコト

九 ネヂ研磨盤又ハ齒車研磨盤ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル研磨盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三・ マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二
耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ
出來ルコト

四 砥上盤(ホーニング盤)作業ガ出來ルコト

五 普通工具ノ研磨ガ出來ルコト

六 マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

ボール盤工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

*二 數種類ノボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 ボール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スルボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 タツブ下孔ヲアケルコトガ出來ルコト

四 錐ノ研磨ガ出來ルコト

五 高級工具、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

平削工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

*二 數種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 大方平削盤ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
- *二 擔當スル平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト
- 四 高級双物、精密測定器具類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

形 削 工

- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
 - *二 形削盤又ハ堅削盤ノ數種類ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
 - 三 形削盤又ハ堅削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
 - 四 工數見積ガ出來ルコト
- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
 - *二 擔當スル形削盤又ハ堅削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
 - 三 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト
- 四 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

フ ラ イ ス 工

- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
 - *二 盤型及横型ヲ含メテ三種以上ノフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
 - 三 フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
 - 四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法)ニ耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト
 - 五 工數見積ガ出來ルコト
 - 六 割出臺(インデツキス)作業ニ熟練シテキルコト
- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
 - *二 擔當スルフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

四 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

（三級）二級ニ達シナイ者

齒 切 工

（二級）次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

*二 二種以上ノ齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 齒切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

五 與ヘラレタ齒切作業ノ計算表ヲ理解シ且其ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

（二級）次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 シングルカツタヲ用ヒテ齒切加工ガ出來ルコト

四 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

（三級）二級ニ達シナイ者

工具 仕 上 工

（二級）次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 圖面ニ依リ現圖引ガ出來ルコト

三 加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ應ジテ工具ノ材質ヲ選定シ且形狀ノ考案ガ出來ルコト

四 圖面ヲ見テ必要ナゲージ、ジグ又ハ仕上工具ノ考案ガ出來ルコト

五 加工材料ノ形狀、性質及プレスノ種類ニ應ジテ適當ナ金型ノ考案ガ出來ルコト

六 現圖ニ依リゲージノ製作ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

（二級）次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 特定機械ニ使フ工具、金型等ノ製作ガ出來ルコト

- 三 簡單ナ心出及罫書ガ出來ルコト
 - 四 細目鐵ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
 - 五 指圖ヲ受ケテゲージ並刃物類ノ製作ガ出來ルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

仕 上 工

- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 高級摺合作業ガ出來ルコト
- 三 各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
- 四 工數見積ガ出來ルコト
- 五 バランシング作業ガ出來ルコト
- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 簡單ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
- 三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

四 タガネノ使用ガ完全ニ出來ルコト

五 鐵及普通合金ノ性質ヲ略知ツテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

電 機 組 立 工

- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト
 - *二 各種電氣機械器具ノ使用法ヲ知ツテキルコト
 - 三 複雑ナ電氣機械器具ノ組立補正及修理ガ出來ルコト
 - 四 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出來ルコト
 - 五 各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良ガ出來ルコト
 - 六 工數見積ガ出來ルコト
- (二級) 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者
 - *一 擔當スル範圍ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト
 - *二 簡單ナ電氣機械器具ノ組立補正及修理ガ出來ルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

電氣通信機組立工

五一二

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

二 複雑ナ電氣通信用機械器具ノ組立補正及修理ガ出來ルコト

三 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

*一 擔當スル範圍ノ電氣通信機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

*二 簡單ナ電氣通信用機械器具ノ組立補正及修理ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

精密組立工

(二級) 一般精密機械器具ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計

三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

二 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト

三 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト

四 機械ニ缺陷ガアル場合其ノ調整スベキ要點ノ指摘ガ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

光學機械ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメ又ハガラス部品ノ清拭作業ガ完全ニ出來ルコト

二 各種光學機械ニ對スル調整段取ガ出來ルコト

三 精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選擇ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

四 焦點ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

三 タガネ及鑿ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

四 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト

五一三

五 特定ノ機械ニツイテ其ノ調整ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

機械組立工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナル圖面ガヨメルコト

*二 機械器具ノ組立及調整ガ出來ルコト

三 各種作業ニツイテ必要ナル工具ノ考案ガ出來ルコト

四 高級ヲ摺合作業ガ出來ルコト

五 大型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト

六 軸中心線ノ調整ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナル程度ニ圖面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

三 タガネ及鑿ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

四 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト

五 小型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト

六 大型機械ニツイテ部分的補正及修理ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

航空機組立工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナル圖面ガヨメルコト

*二 作業段取及工數見積ガ出來ルコト

三 機體全體ノ調整ニ熟練シテキルコト

四 發動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

五 操縦装置ノ調整ニ熟練シテキルコト

六 取附計器ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナル程度ニ圖面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

- 三 普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
 - 四 板金作業ガ出来ルコト
 - 五 各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト
 - (三級) 二級ニ達シナイ者
- 自動車工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
- *二 自動車全體ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
- 三 工數見積ガ出来ルコト
- 四 自動車發動機ノ調整ニ熟練シテキルコト
- 五 自動車各部分ノ摺合及調整ガ出来ルコト
- 六 自動車運轉者免許證ヲモツテキル者ト同等以上ノ運轉技能ヲモツテキルコト
- 七 各種自動車ノ車室鑿裝ガ完全ニ出来ルコト
- 八 各種鑿裝材料ノ品質ノ識別ガ出来ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
- 二 自動車部分ノ構造及機能ヲ略知ツテキルコト
- 三 自動車ノ特定部分ノ分解及調整ガ出来ルコト
- 四 車室ノ特定箇所ノ鑿裝ガ出来ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

鑿 裝 工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 關聯スル各種ノ圖面ガヨメルコト
- *二 擔當スル範圍ニツイテ各種裝置ノ關係ヲ知ツテキルコト
- 三 工數見積ガ出来ルコト
- 四 擔當スル範圍ニツイテ作業進捗程度ノ判斷ガ正確ニ出来ルコト
- 五 軸系中心調及据附ノ指揮ガ出来ルコト
- 六 主機械又ハ補機械ノ据附、運轉及調整ノ指揮ガ出来ルコト
- 七 擔當スル範圍ニツイテ造船鑿裝ニ必要ナ現圖展開ガ出来ルコト
- 八 數種類ノ兵器ニツイテ完全ナ据付ガ出来ルコト

- 九 艦船内ノ電氣器具ノ据附及調整ガ出来ルコト
- 一〇 艦船内ノ各種電氣機械ノ結線及運轉ガ出来ルコト
- (二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 擔當スル範圍ノ鑄裝ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
 - 二 擔當スル範圍ノ鑄裝ノ段取ガ出来ルコト
 - 三 補機械ノ運轉及調整ガ出来ルコト
 - 四 各種管裝置ノ締附ガ出来ルコト
 - 五 擔當スル兵器ノ据附ガ出来ルコト
 - 六 艦船内ノ電路敷設及電氣器具ノ結線ガ出来ルコト
- (三級) 二級ニ達シナイ者

巻線工

- (二級) コイルノ巻キ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 複雑ナ仕様書ガワカルコト
 - 二 計器ニ依リ銅線ノ太サ被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出来ルコト

- 三 コイルノ用途ニ精通シテキルコト
- 四 巻型ノ適否ノ判定ガ出来ルコト
- コイルノ納メ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 電氣的知識ガアリコイル巻及絶縁工程ノ一般ニツイテ理解シテキルコト
 - *二 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - 三 工數見積ガ出来ルコト
 - 四 計器ニ依リ接續ノ良否、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出来ルコト
 - 五 コイルノ接合用材料ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
 - 六 巻線用銅材料ノ加工工程ニ精通シテキルコト
 - 七 製品ノワニス處理及乾燥ガ出来ルコト
 - 八 廻轉子ノバランスシニング作業ガ出来ルコト
 - 九 コイル及絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出来ルコト
 - 一〇 絶縁物及ワニスノ性質ヲ理解シテキルコト
- (二級) コイルノ巻キ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上

ノ能力ヲ有スル者

*一 仕様書ガワカルコト

二 銅線ノ被覆ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

三 銅線ノ接合ニツイテ知識ガアリ且接合ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

コイルノ納メ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

三 鐵心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

四 コイルノ良否ノ見分ガ出来ルコト

五 廻轉子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

六 絶緣物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

絶緣工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ仕様書ガワカルコト

*二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト

三 計器ニ依リワニスノ比重、絶緣抵抗及絶緣耐力ノ測定ガ出来ルコト

四 各種絶緣物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出来ルコト

五 各種絶緣物ノ乾濕程度ノ見分ガ出来ルコト

六 各種絶緣物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出来ルコト

七 ワニスノ處理及乾燥ガ出来ルコト

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 仕様書ガワカルコト

二 擔當スル範圍ノ絶緣物ノ取扱ガ出来ルコト

三 擔當スル範圍ノ絶緣物ノ乾濕程度ノ見分ガ出来ルコト

四 擔當スル範圍ノ絶緣物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出来ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

目盛工

(二級) 次ノ事項中 *印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圖面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ決定ガ出來ルコト
- 二 機械的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト
- 三 手作業ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

〔二級〕 機械的、化學的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 精密度ノ低イ計器具ニツイテ指圖ヲ受ケズニ目盛ガ出來ルコト
- 二 割出方法、使用工具等ニツイテ指圖ヲ受ケ精密目盛ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

合 板 工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 原板作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト
- 二 膠着作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト
- 三 仕上作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト
- 四 乾燥作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト
- 五 選別作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

木 型 工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必要他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
 - 三 現圖引ガ出來且木取ガ出來ルコト
 - 四 圖面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來且工數見積ガ出來ルコト
 - 五 現場合セ木型ノ製作ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 圖面又ハ現圖ニ依リ普通木型ノ製作ガ出來ルコト
 - 三 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト
 - 四 木材ノ歪ノ方向ヲ考ヘテ木型ノ製作ガ出來ルコト
 - 五 簡單ナ機械部分品ノ見取圖及スケッチガ出來ルコト
 - 六 船尾軸管リグナムバイタ作業ガ出來ルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

(備考) 木型ノ塗装ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

五二四

木

工

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ガヨメルコト

二 工數見積ガ出来ルコト

三 簡單ナモノノ設計ガ出来ルコト

四 木材ノ性質ヲ判斷シ木取及墨附ガ正確ニ出来ルコト

(二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ現圖ガカケルコト

三 圖面又ハ現圖ニ依リ墨附ガ出来ルコト

四 木工機械ノ取扱ガ出来ルコト

五 普通取扱フ木材ニツイテ其ノ材質ノ判定ガ出来且其ノ用途ヲ知ツテキルコト

(三級) 二級ニ達シナイ者

光學ガラス工

(二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 中央プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

二 五角プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

三 距離プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

五 屋根形プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

七 特殊對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

八 八〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

九 大型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

一〇 精密ナ角度ヲ要スルプリズムノバルサム作業ガ出来ルコト

(二級) 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 直徑三〇耗以上ノ普通對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

二 三〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト

五二五

- 三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト
 - 四 小型窓ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト
 - 五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト
 - 六 ブリズム及精度ノ高いレンズノバルサム作業ガ出来ルコト
 - (三級) 二級ニ達シナイ者
- 有線電信通信士

- (二級) 音響通信デ一分間八五字以上ノ發受信ガ完全ニ出来ル者
 - (二級) 音響通信デ一分間七五字以上ノ發受信ガ完全ニ出来ル者
 - (三級) 二級ニ達シナイ者
 - (備考) 自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト
- 製 圖 手

- (二級) 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - 一 條件ヲ與ヘラレテ簡單ナ設計ガ出来ルコト
 - 二 複雑ナ製圖ガ出来ルコト
 - 三 見取圖ガカケルコト

四 精密ナ圖面ノトレースガ明確ニ出来ルコト

- (二級) 一級ニ達シナイ者
- (備考) 寫圖ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

起重機運轉工

- (二級) 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 起重機ノ運轉ガ完全ニ出来ルコト
- 二 起重機ノ構造ヲ知ツテキルコト
- 三 起重機ノ故障ノ原因ヲ知り且其ノ修理及調整方法ノ判斷ガ出来ルコト
- 四 取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判斷ガ出来ルコト
- 五 揚重用補助用具ヲ使ヒ方ヲ知ツテキルコト

- (二級) 一級ニ達シナイ者

メツキ工

- (二級) 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - 一 メツキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出来ルコト
 - 二 擔當スルメツキ原液ノ作り方ヲ知ツテキルコト

- 三 熱式メツキニツイテ材料熔融爐ノ溫度ノ調節ガ出來ルコト
- 四 指圖ヲ受ケズニ電氣、熱式又ハ乾式ノメツキガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) メツキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト
 塗 装 工

〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 普通ニ用ヒル數種類ノ塗料ニツイテ其ノ性質、用途及色合ヲ知ツテキルコト
- 二 材料ノ配合方法ヲ知ツテキルコト
- 三 手塗、吹附又ハ燒附ニ熟練シテキルコト
- 四 右種塗裝用工具ノ使用ニ熟練シテキルコト
- 五 工數見積ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 下齋ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

潜 水 夫

〔二級〕 海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且四〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔二級〕 海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者
 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

國民職業能力申告令第二條ノ職業指定

(昭和十四年一月十八日)
厚生省告示第五號

改正 昭和十五年十一月十三日 厚生省告示第三百五十四號(ハ)、昭和十六年七月十四日 厚生省告示第三百號(ニ)

- 一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ採鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者
- 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
冶金技術者
- 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者
- 四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣通信技術者
- 五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、

- 計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械技術者
- 六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)
航空機技術者
- 七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
造船技術者
- 八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
化學技術者
- 九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
窯業技術者
- 一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
木工技術者
- 一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
土木技術者

- 一一 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
建築技術者
- 一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
建築技術者
- 一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
氣象技術者
- 一四 航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ
航空機塔乘員
- 一五 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
金屬試驗工
- 一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
實驗工
- 一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械検査工
- 一八 レンズ、プリズム、レベリ等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
レンズ検査工
- 一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
試運轉工
- 二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
分析工
- 二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
採炭夫

- 二二 炭坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク)
坑内運炭夫
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
炭坑支柱夫
- 二四 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械選炭夫
- 二五 鑛物ノ探掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
採鑛夫
- 二六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山支柱夫
- 二七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク)
坑内運鑛夫
- 二八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム)
機械選鑛夫
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
石油鑛夫
- 三〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
製銑工
- 三一 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
製鋼工
- 三二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
非鐵金屬製鍊工

- 三三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三五 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三六、鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及双物製造鍛冶ヲ除ク)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三八 金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三九 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四一 銑燒、當盤、銑打等ノ銑銑作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

金屬熔融工
操 爐 工
壓延伸張工
鑄 工
鍛 工
熱處理工
現 圖 工
撓 曲 工
銑 打 工
填 隙 工

- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普迪旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、豎旋盤

熔 接 工
製 鐵 工
剪 斷 工
鐵 木 工
板 金 工
金屬プレス工
銅 工
配 管 工
鐵 工
野 書 工

- 五三六 專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三六 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリル盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 研磨盤、ラツブ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 形削盤又ハ整削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ (第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類 (度量衡法ニ依ラザルモノ) ネチ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑢、鋸又ハ双物ノ仕上、

旋盤工

タレット工

中グリ工

研磨工

ボール盤工

平削工

形削工

フライス工

齒切工

特殊機械工

- 六四 調整又修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六四 主トシテ鑢、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業 (簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム) ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六六 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器 (時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六九 航空機ノ仕上、組立、鑢裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、鑢裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七一 艦船ノ鑢裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

工具仕上工

仕上工

電機組立工

電氣通信機組立工

精密組立工

機械組立工

航空機組立工

自動車工

鑢裝工

- 七二 電線又ハ電燈ノ被覆、鍍装又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電線被装工
- 七三 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
撚線工
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
巻線工
- 七五 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
絶縁工
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
目盛工
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
製材工
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
合板工
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
木型工
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
木造工
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
造船工
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
硫酸工
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
鹽酸工
- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
硝酸工

- 八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
ソーダ工
- 八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
壓縮ガス工
- 八七 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
アンモニア工
- 八八 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
カーバイト工
- 八九 アルミナ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(アルミニウム精鍊ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)
アルミナ製造工
- 九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
石炭乾溜工
- 九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
ガス發生爐工
- 九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
タール分溜工

- 九三 染料製造工場ニ於テ染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九四 人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九五 石油ノ蒸餾、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九九 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇〇 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇一 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇二 火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

染料工
人造石油工
石油工
油脂工
ゴム工
セルロイド工
パルプ工
人絹工
顔料塗料工
火薬工

- 一〇三 弾ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇六 セメント、陶磁器、耐火煉瓦、珪瑯品等ノ燒成又ハ燒附ノ作業、燒成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇九 レンズ、プリズム、レミル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一〇 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

火工
電工
電池工
燒成工
ルツボ工
特殊ガラス工
光學ガラス工
蒸汽機關車運轉士
内燃機關車運轉士
電車運轉士

- 一三三 自動車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一三四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一三五 有線電信ノ發受信操作ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一三六 無線電信ノ發受信操作ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一三七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免許狀ヲ有スル者ヲ除ク)
 - 一三八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一三九 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四〇 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四一 電氣通信機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四二 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 自動車運轉手
航空機整備員
有線電信通信士
無線電信通信士
漁船運轉手
製圖手
企劃手
通信電路工
通信電機工
電力電路工

- 一四三 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四四 汽罐ノ鑄造又ハ取扱ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四六 起重機ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四七 熔鑄爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用爐其ノ他ノ工業用爐竈又ハ汽罐煉瓦積瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四八 保溫材取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一四九 メツキ、ボンデライト、パーカライジング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一五〇 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一五一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一五二 蹄鐵ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一五三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ
 - 一五四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 電力電機工
汽罐工
機械運轉工
起重機運轉工
築爐工
保溫工
メツキ工
塗裝工
綱具工
蹄鐵工
氣象手
潜水夫

五四四

一三五 家屋建築ニ於ケル大工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

家屋大工(イ)

一三六 セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

左官(イ)

一三七 足場架又ハ鐵骨組立其ノ他箇所ニ於ケル取附工事等ノ意仕事ニ従事スルヲ業トスルモノ

意職(イ)

國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第六號)

大 學

- 一 大學ノ工學部及理工學部
 - 二 旅順工科大學
 - 三 早稻田大學文學部
 - 四 拓殖大學
- 專門學校
- 一 工業及鑛業ニ關スル專門學校
 - 二 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
 - 三 南滿洲工業專門學校
 - 四 農林業ニ關スル專門學校
 - 五 外國語ニ關スル專門學校
 - 六 拓殖大學專門部

五四五

實業學校

五四六

- 一 工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）並朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - （一）尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
 - （二）高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ
 - （三）前二號ト同等以上ノモノ
 - （四）工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
 - 二 大通工業學校
 - 三 撫順工業學校
- 各種學校
- 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

國民職業能力申告令第二條第三號ノ學科指定

（昭和十四年一月十八日
厚生省告示第七號）

大學

- 一 機械工學科（北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）
- 二 船舶工學科（造船學科ヲ含ム）
- 三 航空學科
- 四 造兵學科
- 五 電氣工學科（北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム）
- 六 應用化學科（工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム）
- 七 探鑛冶金學科（鑛山及冶金學科、探鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應
用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム）
- 八 火藥學科
- 九 燃料化學科（北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム）
- 一〇 土木工學科

五四七

- 一一 建築學科
- 一二 窯業科
- 一三 文學科 (早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第二外國語トシテ修ムル者ニ限ル)
- 一四 拓殖科
- 一五 商科

一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ一四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙語ヲ修ムル者ニ限ル

專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- 一 造機工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
- 二 造船工學科
- 三 航空工學科
- 四 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
- 五 應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
- 六 採鑛冶金學科 (採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)

- 七 燃料學科
- 八 窯業科
- 九 土木工學科
- 一〇 建築學科
- 一一 農藝化學科
- 一二 露語部 (拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
- 一三 西語部 (拓殖大學專門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
- 一四 蒙古語部

工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ對スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置ク

モノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)

- 一 機械科 (機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 二 造船科
- 三 航空科 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)

四 電氣科

- 五 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六 採鑛冶金科 (採鑛科及冶金科、鑛工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 七 土木建築科 (土木科、建築科ヲ含ム)
- 八 窯業科 (陶器科、製陶科ヲ含ム)
- 九 塗工科 (家具塗工科ヲ含ム)

國民職業能力申告令第二條第四號ノ技能者養

成施設指定

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第八號)

- 一 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定

試驗及免許指定 (昭和十四年一月十八日 厚生省告示第九號)

- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
- 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查
- 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル詮衡
- 五 銃砲火藥類取締法施行規則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル詮衡
- 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル詮衡
- 七 無線通信資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 裝飾師試驗規則ニ依ル試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉手ノ免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
- 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

國民職業能力申告令第二條第六號ノ指定

(昭和十五年十月十九日
厚生省告示第三百二十二號)

改正 昭和十六年十月十六日 厚生省告示第四百六十二號(ニ) 昭和十六年十二月二十八日 厚生省告示第四百七十九號(三)

國民職業能力申告令第二條第六號ニ依リ左ノ通指定ス

- 一 年齡十六年以上四十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ
 - (一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者
 - (二) 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者(イ)
 - (三) 兵役法第四十一條ノ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者
- 二 年齡十六年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ(乙)
 - (一) 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)アル者
 - (二) 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校(專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依ル指定學校ヲ含ム)、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又ハ女子學習院ニ在學スル者

國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者

ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件 (昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十三號)

改正 昭和十六年二月一日 厚生省令第二號(イ)、昭和十六年十月十六日 厚生省令第五十一號(ろ)
昭和十七年十一月一日 厚生省令第五十二號(ハ)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號ニ依リ昭和十五年十月十九日厚生大臣ノ指定シタル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ(イ)

前項ノ申告ヲ爲シタル要申告者ニ關スル令第四條第二項及第六條ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セズ
第二條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ交通至難ノ地域又ハ天災事變ノ發生シタル地域ニ居住スル要申告者ニ付前條ノ申告期限ヲ延長スルコトヲ得(ハ)

第三條 第一條ノ申告ハ一般職業能力申告票(別表様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該申告控ハ要申告者之ヲ保管スベシ

第四條 一般職業能力申告票用紙ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長之ヲ交付ス(イ)

申告期限迄ニ一般職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ(イ)

第五條 市町村長ハ申告期限後十日以内ニ要申告者ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ(イ)

第六條 國民職業指導所長ハ市町村長ヲ經由シ世帯主ヨリ令第九條第一項ノ規定ニ基キ要申告者ノ同居ノ有無ニ關シ報告ヲ徵スルコトヲ得(イ)

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ一般職業能力申告票用紙ノ配付又ハ申告票ノ蒐集ニ從事ス

第八條 要申告者第一條ノ申告ヲ爲シタル後令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ新ニ令第四條ノ規定ニ依リ、令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者令第四條ノ申告ヲ爲シタル後第一條ノ要申告者トナリタルトキハ新ニ第一條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スモノトス

第九條 第一條ノ申告ヲ爲シタル要申告者ハ其ノ保管ニ係ル申告控ヲ徴兵検査ノ日ニ徴兵官ヲ經由シテ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ返還スベシ(イ)

第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定竝ニ國民職業能力申告令施行規則第四條、第五條及第七條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ(ロ)

第十一條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ爲スベキ申告ハ本年ニ限り十月末日現在ヲ以テ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

附 則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

※大分類		※中分類		※小分類		檢印	
秘		一般職業能力申告票		國民職業指導所			
一	氏名及出生			男	女	年	月
二	本籍	村大字	町	番地			
三	居住ノ場所	縣	市郡	町大字	町	番地	
四	兵役關係	イ)兵種及官等級	不就學 初中退 青普修 青本卒	ロ)補 離休 未教育 補 未教育 補	ハ)職業上ノ身位	ハ)徵集年又 任官年	大正 昭和 學年中退 年卒
五	學歴	イ)國民學校 青年學校	ロ)職業內容	イ)職名	イ)所在地	イ)事業種別	イ)氏名
六	現ニ從事スル職業						
七	就業ノ場所						
八	給料又ハ月額	錢	九	備考			

昭和 年 月 日 申告

一般職業能力申告票控

一 氏名及出生	男 女 印		國民職業指導所
二 本籍	縣府道	市郡	年 月 日 生
三 居住ノ場所	縣府道	市郡	年 月 日 生
四 兵役關係	(イ) 官等及	(ロ) 役	區町大字
五 學 歴	(イ) 國民學校	不 就 學	區町大字
六 現ニ從事スル職業	(イ) 職業名	(ロ) 其ノ他ノ	區町大字
七 就職ノ場所	(イ) 所在地	(ロ) 分又ハ地位	區町大字
八 給料又ハ月額	(イ) 氏名	(ロ) 分又ハ地位	區町大字

昭和 年 月 日 申告

受領者印

注意 一 裏面ノ記入心得ヲ守ルコト
 二 本申告控ハ一年間本人ノヲ保管スルコト但シ徵兵検査前ノ者ニ在リテハ本申告控ヲ徵兵検査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シテ前ニ申告シタル國民職業指導所ニ返還スルコト

醫療關係者職業能力申告令

(昭和十三年八月二十四日)
 勅令第六百號

改正 昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(ハ)

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基テ醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告並ニ其職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ醫師トハ醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師トハ齒科醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル齒科醫師、藥劑師トハ藥劑師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル藥劑師ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ各朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、臺灣ニ在リテハ各臺灣總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、樺太ニ在リテハ各樺太廳長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、南洋群島ニ在リテハ各南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

第三條 醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十三年ノ申告ヲ第一回トシ爾後四年毎ニ一回之ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ
 第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ醫師、齒科醫師、藥劑師若ハ看護婦ト爲リタル者、第十二條ニ掲グル者ニシテ本令ノ適用ヲ受クルニ至リタルモノ、内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地

域ヨリ他ノ地域ニ就業ノ場所（就業ノ場所一定セザル者、就業ノ場所ヲ有セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ住所）ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所ノ何レヲモ有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカラ有スルニ至リタルモノノ申告ハ當該事實ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日（當該事實ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日）現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

- 一 氏 名
- 二 男女ノ別
- 三 出生ノ年月日
- 四 本 籍
- 五 住 所
- 六 兵役關係
- 七 醫籍登錄番號
- 八 診療能力
- 九 學歷及職歴
- 十 就業ノ場所

- 十一 就業ノ態様
 - 十二 俸給、給料等ヲ受クル者ナルトキハ其ノ額
 - 十三 健康狀況特ニ總動員業務從事ニ關スル支障ノ有無
 - 十四 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
 - 十五 總動員業務從事ニ關スル希望
 - 十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 醫師前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第十號又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ第九條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ
- 第五條 齒科醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ
- 一、前條第一項第一號乃至第六號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項
 - 二、齒科醫籍登錄番號
 - 三、其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 第六條 藥劑師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ
- 一、第四條第一項第一號乃至第六號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項
 - 二、藥劑師名簿登錄番號

三、其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第七條 看護婦ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

一、第四條第一項第一號、第三號乃至第五號及第九號乃至第十五號ニ掲グル事項

二、其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第八條 第四條第二項ノ規定ハ齒科醫師、藥劑師及看護婦ニ之ヲ準用ス

第九條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦前六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

一、第十二條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

二、内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

三、本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

第十條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サムシルコトヲ得

第十一條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第十二條 本令ハ第九條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸、海軍軍人ニシテ現役中ノモノ

(歸休下士官共ヲ除ク)及戰時若事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ノ規定ニ依リ召集中ノモノ、陸海軍軍屬並ニ國家總動員法

第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十三條 醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一、陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)

二、外國旅行中ノ者

三、其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十四條 削除(イ)

第十五條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者、就業ノ場所ヲ有セザル者、又ハ船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ

就業地ト看做ス

第十六條 本令中醫籍登録番號、齒科醫籍登録番號又ハ藥劑師名簿登録番號トアルハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ關シテハ各其ノ免許番號トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、

臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在テハ南洋廳長官トス
第十七條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ十月十五日現在ニ依リ同月三十一日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ十月十六日以後トス

船員職業能力申告令

(昭和十四年二月三十日 勅令第二十三號)

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基テ船員ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル
検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ船員トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

- 一、船員法第一條(朝鮮船員令及關東州船員令ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)ニ規定スル船員
- 二、海技免狀ヲ有スル者

三、遞信大臣ノ指定スル船員養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者ニシテ修了後三年ヲ經過セザルモノ
及該期間内ニ船員法第一條ニ規定スル船員トシテ船舶ニ乗組ミ最後ノ雇止ノ公認後三年ヲ經過セザルモノ

四、船員法第一條ニ規定スル船員トシテ一年以上船舶ニ乗組ミ最後ノ雇止ノ公認後三年ヲ經過セザルモノ

第三條 船員ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ毎年一回之ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ申告ハ七月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 船員ハ左ニ掲グル事項ヲ居住地ヲ管轄スル管海官廳ニ申告スベシ

一 氏 名

- 二 男女ノ別
- 三 出生ノ年月日
- 四 本籍
- 五 居住ノ場所
- 六 兵役關係
- 七 學歴
- 八 船員手帳ヲ有スルトキハ其ノ管海官廳略號及番號
- 九 海技免狀ヲ有スルトキハ其ノ種類及番號
- 十 無線通信士資格檢定合格證書ヲ有スルトキハ其ノ等級及番號
- 十一 救命艇手適任證書其ノ他ノ海技ニ關スル資格證明書ヲ有スルトキハ其ノ旨
- 十二 乘船履歴
- 十三 現ニ從事スル業務
- 十四 俸給、給料等ヲ受クルモノナルトキハ其ノ額
- 十五 健康狀況特ニ船内勤務ニ關スル支障ノ有無
- 十六 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數

五六六

- 十七 船内勤務ニ關スル希望
- 十八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
 - 船員手帳ヲ有スル者ハ前項第十二號ノ申告ヲ爲スコトヲ要セズ
 - 船員第一項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號乃至第六號及第十二號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ第六條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除ク外三十日以内ニ居住地ヲ管轄スル管海官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ
- 第五條 船員法第一條ニ規定スル船員ハ本令ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ但シ遞信大臣必要アリト認ムルトキハ船員法第一條ニ規定スル船員ノ全部又ハ一部ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一項ニ掲グル事項ノ一部ヲ申告セシムルコトヲ得
- 第六條 船員法第三條及第四條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル管海官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ
 - 一、第九條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
 - 二、本令施行地外ニ居住ノ場所ヲ移シタルトキ
- 第七條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

五六七

第八條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第九條 本令ハ第六條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（歸休ト士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ召集中ノモノ兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者並ニ醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ對シテ之ヲ適用セズ

第十條 船員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一、陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）

二、外國旅行中ノ者

三、其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十一條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ管海官廳トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ指定スル行政官廳、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル行政官廳トス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年ニ限リ第三條第二項中七月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トス

獸醫師職業能力申告令

(昭和十四年二月四日
勅令第二十六號)

改正 昭和十七年一月 勅令第三十八號(い)

五七〇

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基テ獸醫師等ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル(い)

第二條 本令ニ於テ獸醫師等トハ獸醫師法ニ依リ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケタル資格ヲ有スル者並ニ昭和十五年法律第九十二號(獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律)ニ依リ獸醫手ノ免許ヲ受ケタル者及受ケタル資格ヲ有スル者ヲ謂フ但シ朝鮮ニアリテハ朝鮮總督ノ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケタル資格ヲ有スル者ヲ、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ獸醫ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケタル資格ヲ有スル者ヲ、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫ヲ、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム(い)

第三條 獸醫師等ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十七年及爾後二年毎ニ一回之ヲ爲サシムルモノトス(い)

前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ獸醫師等ト爲リタル者、第八條ニ掲グル者ニシテ本令ノ

適用ヲ受ケルニ至リタルモノ内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ就業ノ場所(就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所)ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所ノ何レヲモ有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカヲ有スルニ至リタルモノノ申告ハ當該事項ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日(當該事項ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日)現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 獸醫師等ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

- 一 氏 名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本 籍
- 四 住 所
- 五 兵役ノ關係
- 六 資格並ニ獸醫師名簿登録番號及登録年月日又ハ獸醫手免許番號、免許年月日及免許期間(い)
- 七 診療能力
- 八 學歷及職歴
- 九 就業ノ場所

五七一

十 就業ノ態様

- 十一 俸給、給料等ヲ受クル者ナルトキハ其ノ額
- 十二 健康狀況特ニ總動員業務従事ニ關スル支障ノ有無
- 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
- 十四 總動員業務従事ニ關スル希望
- 十五 其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事項

獸醫師等前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號、第六號、第九號又ハ第十號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第五條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ(イ)

第五條 獸醫師等前二條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

- 一、第八條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
- 二、内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ
- 三、本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シテ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第八條 本令ハ第五條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除ク外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ陸海軍軍屬並ニ國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ通用セズ

第九條 獸醫師等ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

- 一、陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)
 - 二、外國旅行中ノ者
 - 三、其ノ他命令ヲ以テ定ムル者
- 第十條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主たる就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者又ハ就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十一條 本令中獸醫師名簿登錄番號及登錄年月日トアルハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ免許、免許證又ハ假免狀ヲ受ケタル獸醫師又ハ獸醫ニ關シテハ各其ノ免許番號及免許年月日トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニヨリ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ四月二日以後トス

附 則 (昭和十七年勅令第三十八號)

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年ニ限リ第三條第二項中八月七日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ三月二日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ三月二日以後トス

三ノ五 第二十二條關係